

⇨ 中途退職者の給与支払報告書

Q : 平成17年度の地方税の改正で、いわゆるフリーターなどに対する課税を強化するため、給与支払報告書の提出対象者の範囲を拡大すると聞きました。どのようになるのですか？

A : 年の中途に退職した者であっても、給与支払金額が30万円超であれば、「給与支払報告書」の提出対象者に含めることとなります。

【解説】

これまで、地方税法では、「給与支払報告書」の提出対象者を1月1日現在に前年から引き続き勤務している者に限ってしていましたので、年途中で退職した者の給与所得金額等については、事実上把握できておらず、住民税の課税漏れが起きていると指摘されていました。

こうした事態に対処するため、総務省では、このたび平成17年度地方税制改正で、年途中で退職した者についても、給与支払金額が30万円超であれば、「給与支払報告書」の提出対象者とするとし、いわゆるフリーターやパートなどの短期労働者の給与所得金額を把握していくとしています。

なお、この改正案では、平成18年1月1日以後に退職した者から対象になるとされています。

また、給与支払報告書を適切に提出しない場合には、罰金等が課されますので、この点についても確認しておいてください。

